

2.10 スウェーデン

2.10.1 概要

人口は約 1,022 万人（2018 年）、面積は約 45 万平方キロメートルで日本の約 1.2 倍である⁹⁰。

スカンジナビア半島の大部分を占めており、ノルウェーと共有している。国土はノルウェーの国境沿いの高い山々からバルト海に向かって東に向かってなだらかに傾斜する。北部は森林に覆われ、耕地の大半は南部に所在する。南部では小麦、大麦、てん菜、油糧種子、じゃがいも、主食用野菜が、北部では干し草とじゃがいもが主な作物である。豚や家禽の飼育は南部に集中している一方、乳牛は全土で飼育されている⁹¹。



1 経営体当たりの平均経営面積は 47.9ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 1.4%（日本は 1.1%）である⁹²。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	スウェーデン		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	5,561	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	76	1.4	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からスウェーデンへの輸出額が約 650 万 US ドルであるのに対し、スウェーデンから日本への輸入額は約 2 億 6,200 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はソース混合調味料、その他の調製食料品、発酵酒（ワイン除く）であり、スウェーデンからの輸入上位品目は製材、木製建具及び建築用土木品、その他の調製食料品である。

⁹⁰ 外務省「スウェーデン王国（Kingdom of Sweden）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sweden/data.html>

⁹¹ Britannica「Sweden」<https://www.britannica.com/place/Sweden>

⁹² EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Sweden」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-se_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→スウェーデン)	輸入 (スウェーデン→日本)	日本の収支
総額	1,454	2,885	▲1,431
農林水産物	6.5	262	▲255
農林水産物のシェア	0.4	9.1	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→スウェーデン（単位：万 US ドル%） 輸入：スウェーデン→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
ソース混合調味料	200	31.0	製材	21,014	80.3
その他の調製食料品	64	9.9	木製建具及び 建築用土木品	2,164	8.3
発酵酒（ワイン除く）	46	7.1	その他の調製食 料品	885	3.4
砂糖以外の糖類	43	6.7	溝加工木材	535	2.0
非食用動物性生産品	28	4.3	合板	185	0.7
総額	646	100.0	総額	26,174	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、スウェーデン語で Skyddad ursprungsbeteckning（SUB）、地理的表示保護（PGI）は Skyddad geografisk beteckning（SGB）と呼ぶ。スウェーデンの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 3 件、PGI 3 件、合計 6 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO は肉製品、水産物、パン・菓子類、PGI はチーズ、果物・野菜・穀類、パン・菓子類がそれぞれ 1 件ずつである。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.2. 肉製品	1	-
Class 1.3. チーズ	-	1
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	-	1
Class 1.7. 水産物	1	-
Class 2.3. パン、菓子類	1	1
総数	3	3

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.10.2 GI 監視スキーム

スウェーデンでは国家食品庁（Livsmedelsverket）が GI に関する政策を所掌し、監督・指揮を行っている。GI 監視も同様に国家食品庁の管轄である⁹³。

中央政府及び GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
国家食品庁 (National Food Agency : Livsmedelsverket)	P.O. Box 622, SE-75126 Uppsala	Tel: +46-18-175500 Email: Livsmedelsverket@slv.se Website: http://www.slv.se/

欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）⁹⁴

国家食品庁は、農産物および食品の保護された指定の管理に関するスウェーデン法（2009:1424）に基づき、「些細な」性格のものとみなされない限り、GI 違反や不正表示に関するすべての報告について調査する義務を負い、販売差止命令や罰金過料などの行政処分を行うことができる⁹⁵。EU Food Fraud Network の担当窓口も国家食品庁である⁹⁶。



エーランド島の茶豆
Bruna bönor från Öland (PGI)



カルマル市のチーズ Svecia (PGI)

⁹³ 現地法律事務所回答より。

⁹⁴ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

⁹⁵ 現地法律事務所回答より。

⁹⁶ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.10.3 GI 侵害の事例

【行政監視による侵害発見事例】

地理的表示の違反に関する検査は各地域当局の検査計画に従って、定期的・継続的に実施されている。2012 年に国家食品庁によって行われた検査結果⁹⁷によると、13 の自治体と地域で行われた検査では、対象となったレストラン、店舗、生産者の 81%で改善指導が行われた。検査は衛生検査を兼ねており、事前に通知される場合と通知されない場合がある。

店舗では、106 の商品にラベル表示の問題が見つかり、63 の生産者と販売者が該当した。生産者は対象となった 6 者のうち 4 者でソーセージの生産に違反が見つかり、その製品すべてで表示に誤りがあった。

対象となった GI 製品は、パルマハム、フェタ、パルミジャーノ、ゴルゴンゾーラ、ロクフォール、オリーブオイル全般、Kalix löjrom（スウェーデン PDO の魚卵）等であった。これらの違反について、報告書では GI に関する無知が原因であるケースが多いと指摘している。

【民事手続きがとられた侵害事例】

スウェーデン特許市場裁判所で扱われる GI 関連案件は、ほとんどが却下された商標出願の上訴に関するものである。スウェーデン知的財産庁による商標出願審査で GI との類似性を理由に商標登録が却下される場合が多い。

フランスの GI であるカルヴァドス（CALVADOS）対スウェーデンの登録商標ダルヴァドス（DÄLVADOS）の争い（異議申立番号 2015/00005/01）では、当初スウェーデンで商標登録されていたダルヴァドスは、フランスの GI 権利団体からの異議申立を受け、消費者がフランスの GI を想起するとして商標登録が取り消された。

最近の事例としては、ポルトガルの GI であるヴィーニョ・ベルデ（VINHO VERDE）対スウェーデンの商標出願モンド・ベルデ（MONDO VERDE）の争い（PMÄ 9221-19）がある。スウェーデンで出願された商標がポルトガルの GI と類似しているとして却下されている。

⁹⁷https://www.livsmedelsverket.se/globalassets/publikationsdatabas/rapporter/2012/rapport_skyddade_beteckningar_2012.pdf?_t_id=1B2M2Y8AsgTpgAmY7PhCfG=&_t_q=skyddade+beteckningar&_t_tags=language:sv,siteid:67f9c486-281d-4765-ba72-ba3914739e3b&_t_ip=10.177.10.248&_t_hit.id=Livs_Common_Model_MediaTypes_DocumentFile/_3b2ec66d-670e-4701-88c5-0079cb73b1b9&_t_hit.pos=7

「バドワイザー」問題

有名なビール「バドワイザー」の名称の権利を巡り、米国のアンハイザー・ブッシュ社とチェコのブドヴァル（Budvar）社は、長年にわたり世界中で争っている。

アンハイザー・ブッシュ社が、スウェーデンで「BUDWEISER BUD」、「BUDWEISER KING OF BEERS」の商標申請をした際、ブドヴァル社がすでにスウェーデンで「BUDVAR」と「BUDWEISER BUDVAR」の商標権を長年保持していた。その後、ブドヴァル社の商標が使用されていないと判断され取り消され、アンハイザー社の商標は 1999 年に登録された。

アンハイザー社は、ブドヴァル社とその代理店に対し、スウェーデンでのビール販売に「BUDWEIS」および「BUDWEISER」の名称を使用しないよう差止命令を求めた。ブドヴァル社は「Budweiser」は地理的な原産地表示であると主張したが、裁判所はスウェーデンの消費者にとって Budweiser が原産地を示すものとして認識されていないとして、ブドヴァル社が「BUDWEIS」および「BUDWEISER」の名称を使用することを禁止した。

ブドヴァル社は控訴審で、同社のビールは EU で保護された地理的起源の表示であり、アンハイザー社の商標と並行して同社の「BUDWEISER」も使用することが認められるべきであると主張した。

裁判所は「Budejovický pivo（ブドヴァルビール）」については地理的表示として保護されていると判断した。ブドヴァル社は、この名称の翻訳も保護されるべきと主張したが、裁判所は、地理的表示はすべて 1 つの言語で記載されていると指摘し、却下した。

裁判所はまた、チェコの地理的表示の登録に際して留保事項が付されており、当該表示の登録時に存在していたビール商標やその他の EU の権利に影響を与えるべきではないとされているため、「Budweiser」はチェコのビールの保護された地理的表示ではないと結論付けた。ブドヴァル社は、スウェーデン国内で BUDWEISER または BUDWEIS の商標を使用してビールを提供、販売することを禁止され、罰金の支払いが命じられた（2006 年情報）。

同様の裁判は各地で展開されており、ブドヴァル社はドイツ、オーストリア等では勝訴している。

(<https://www.internationallawoffice.com/Newsletters/Intellectual-Property/Sweden/Advokatfirman-Vinge/Protection-of-Indication-of-Origin-Does-Not-Extend-to-Translation>
<https://www.pinsentmasons.com/out-law/news/budvar-win-ends-budweiser-eu-trade-mark-hopes-in-100-year-legal-battle>)

2.10.4 対抗手段

行政手続きは、農産物および食品の保護された指定の管理に関するスウェーデン法（2009:1424）に規定されており、国家食品庁は侵害の報告を受けると、「些細な」性格のものとみなされない限り、すべての報告について調査する義務を負っている。国家食品庁によると、GI 侵害の報告は、たとえ小規模なものであっても、調査が行われる可能性が高いとのことである⁹⁸。

報告の際には侵害者の情報、商品の販売場所、購入領収書、侵害品の写真、侵害品を掲載した広告のコピーなど、入手可能なすべての情報が証拠として価値がある。

国家食品庁は差止命令や罰金過料等によって不正表示や有害な可能性のある食品を市場から排除することができる。外国産 GI の場合、侵害の程度が大きいと判断された場合には、国家食品庁から GI 登録国の規制当局に報告されるが、GI 権利者には調査の開始や終了が直接通知されることはない。行政手続きは、民事訴訟と並行して行うことができるが、民事訴訟の事前に必須ではない。

行政手続きの申立ては誰でも行うことができるが、民事訴訟ではなくても、知的財産権と起訴の知識を持つスウェーデン国内の知財弁護士に相談することが勧められる。行政手続きでは GI 侵害の損害は補償されないため、GI の所有者が損害賠償を確実に受けるためには、スウェーデン特許市場裁判所に商標法あるいは不正表示に関してはマーケティング法に基づいて民事訴訟を提起するのが最善の方法である。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

スウェーデンにおける GI 侵害の窓口は、国家食品庁（National Food Agency : Livsmedelsverket）

Tel. +46-18-175500

Email: Livsmedelsverket@slv.se

連絡方法

国家食品庁のメールアドレスにできるだけ詳細な情報と共に連絡。

現地弁護士事務所に相談することも可能。

保護のしくみ

侵害通報を受けると国家食品庁が検査を行い、販売の差し止めをや罰金命じる場合がある。商標法、マーケティング法に基づいて民事訴訟も可能。

⁹⁸ 現地法律事務所回答より。

2.10.5 関連法令

GI 根拠法令

- Swedish Act (2009:1424) on control of protection for indications of agricultural products and foodstuffs⁹⁹（農産物および食品の保護された指定の管理に関する法律）：食品及び保護表示に関する EU 法を国内法制化したもの。

行政の取り締まりを規定する法律

- The Swedish Act (2018:1654) on protection for indications of agricultural products and foodstuff¹⁰⁰（農産物および食品の指定の保護に関する法律）：スウェーデンでは、GI 侵害は一般的にスウェーデン商標法（2010:1877）によって管理されており、この法律では GI 侵害に関する各規則が商標法に準拠することが示されている。

民事手続きを規定する法律

- The Swedish Trademark Act (2010:1877)（商標法）
- The Marketing Act (SFS 2008:486)（マーケティング法）

2.10.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、スウェーデンでは 2 件登録されている。内訳は肉製品 1 件、チーズ 1 件である。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 1.2. 肉製品	1
Class 1.3. チーズ	1
総数	2

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

食品の品質を認証する制度としては、スウェーデンで 1989 年に開始された Keyhole ラベル制度がある。心血管疾患リスクを軽減するために消費者がより健康的な食品を選択できることを目的とした制度である¹⁰¹。2009 年からはデンマーク、ノルウェーでも展開しており、スウェーデンでは GI と同じ国家食品庁が管轄する。対象は、ドレッシング、魚、肉加工品、パン・パスタ類、野菜・果物類等 11 の食品グループがあり、通常より脂肪や砂糖、塩分が低く、食物繊維が高い食品に付与

⁹⁹https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-20091424-om-kontroll-av-skyddade_sfs-2009-1424

¹⁰⁰https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-20181654-om-skydd-for-beteckningar-pa_sfs-2018-1654

¹⁰¹ <https://altomkost.dk/english/#c41068>

され、要件は新しい情報に応じて改訂される。この制度は、ノルディック諸国大臣会議（Nordic Council of Ministers）も支援している。2017 年時点で約 2,500 の食品にラベルが使用されており、98%の国民に認知されている。

また、食品・農産物・園芸植物・レストランのメニュー等が国産であることを認証する「Från Sverige」（from Sweden）ラベル制度もある¹⁰²。スウェーデン食品連盟と、スウェーデン食品業・農家連盟が運営する Svenskmärkning AB が認証を行っており、肉製品・乳製品にはそれぞれ個別のマークがある。原材料の 75%が国産であることが申請の条件である。また、認証を取得した企業は、定められたチェックリストに基づいて委託生産者も含めて内部監査を毎年行い、運営者からのランダム検査の際にはその結果を報告しなければならない¹⁰³。また、認証取得者はその製品の売上高に応じて検査料またはライセンス料を運営者に支払うこととされている。



上：Hushållsost チーズ（TSG）
左：Falukorv ソーセージ（TSG）

¹⁰² <https://fransverige.se/in-english/>

¹⁰³ <https://fransverige.se/foretag/regler-och-ansokan/regler-och-avtal/>